

少年法改正から考える厳罰化と更生

多田 庶弘

キーワード：少年法改正、特定少年、要保護性、厳罰化、更生

1 はじめに

2021年5月21日、少年法を改正する法案が可決、成立し（以下現行少年法を「少年法」、2021年に改正した少年法を「2021年少年法」という）、2022年4月より施行されることとなった。この改正では、少年法の適用年齢は20歳未満とこれまでの年齢が維持されるものの、18歳、19歳の少年を「特定少年」と位置づけ、家庭裁判所が検察官に逆送する対象を拡大することになった。

そのため、「改正法は18歳、19歳に対する立ち直りや社会復帰に向けた取り組みが手薄になり、再犯によって新たな被害者を生むことにつながりかねない懸念がある」¹⁾との指摘がある。他にも逆送の増加により若者の受刑者が増加するのではないかとの懸念も示されている²⁾。

いまだ成長発達段階にあるといえる18歳、19歳の少年へのこのような変更は、本来の少年法の理念を放棄することになり、それは少年の更生にもつながらないといえるのではないか。

そこで本稿では、今回の改正について、厳罰化と更生という点を中心に考察を行う。

2 少年法の理念とこれまでの改正の経緯

わが国の少年法は1949年（昭和24年）に施行された。それはアメリカの少年裁判所をモデルとした³⁾とされる。そのアメリカの少年裁判所の考え方は、

衡平法に基づくもので、親に代わって親権を行うものというパレンス・パトリエ (parens patriae：国親思想) から導き出されている⁴⁾といわれている⁵⁾。そのため、健全育成を目的として掲げ1条では「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする。」と規定しており、それはパレンス・パトリエ思想になじむもの⁶⁾といえる。

1条の後半部分の特別の措置は、少年が行った過去の非行に対する応報として少年を処遇することを目的とするものでなく、その少年が将来二度と非行を行わないように、少年を改善教育することを目的とする⁷⁾という考え方に基いている。このような点から、少年法は成人と同じように過去に行った犯罪に対しての処罰ではなく、将来、同じような犯罪行為を行わないようにするための処遇であり、その点から要保護性⁸⁾⁹⁾という考え方が重視されている。

もっとも、わが国の少年法は、パレンス・パトリエ思想のみから成立したものとはいえず、教育的、福祉政策的のみならず刑事政策的な点も取り入れたもの¹⁰⁾であるため、処罰という面をまったく無視することはできないであろう。そうだとすると、少年法の理念から考えるならば、改正により教育的、福祉政策的な面を縮小させるものであってはならないはずである。

しかし、少年法はこれまでも改正の動きが多々あり、実際に改正が行われてきた。まず対象年齢については、旧少年法(1922年)は18歳未満としており、1948年の現行少年法により20歳未満に変更されている。旧少年法からの年齢の変更については、積極的な変更というよりもGHQの影響があった¹¹⁾と考えられ、そのためか少年法の制定直後から改正に向けた動きが始まっており、1970年には「少年法改正要綱」が法制審議会(法制審)で審議されている。もっとも、この時には日本弁護士連合会(日弁連)や学界などからの反対もあり、対象年齢の引き下げを含め改正には至っていない。

状況に変化があったのは1980年代から90年代にかけてだ。いわゆる草加事件、山形マット事件、神戸連続児童殺傷事件などの少年による事件により、少

年法改正への動きが活発化し、2000年の改正では刑事処分年齢が16歳から14歳に引き下げられ、その他にも原則逆送制度の導入などがなされた。そのため厳罰化という対応が少年法に反映されるという点については、この時から始まったといえるであろう。その後の改正でも、14歳未満の少年院送致や不定期刑の見直しなどの改正も行われており、保護主義の考え方から厳罰化へ向かっている状況にあるといえよう。

少年法が厳罰化へ向かっているということは、少年事件が増加し保護主義の考え方を見直すことが必要な状況になっているということなのだろうか。

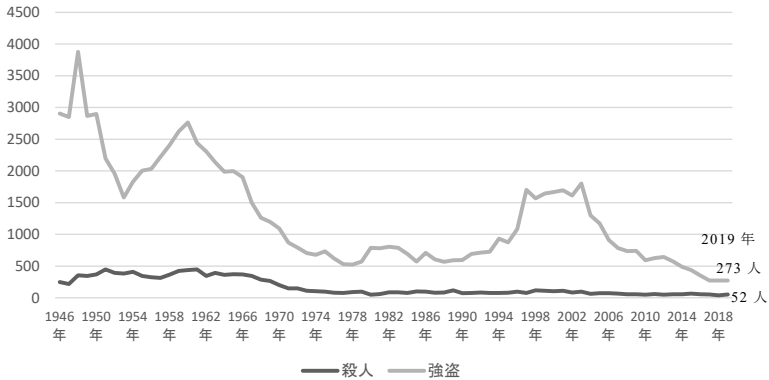
図1 少年の刑法犯等の検挙犯罪人員



出典：『令和2年版犯罪白書』96頁の数値に基づき作成

図1は少年の刑法犯等の検挙人員だ。2019年の26,076人は、1983年に261,634人であった時と比べれば10分の1だ。では、検挙人員は減少しているとしても、少年の事件が凶悪化しているといえるのであろうか。その点を凶悪事件と考えられる殺人や強盗の検挙人員で確認してみると（図2参照）、こちらも減少傾向だ。確かに少年の人口は減少しているが、検挙人員や凶悪事件の減少から考えれば、見直しを行い厳罰化する必要があるとは考えられない。

図2 少年事件の殺人犯・強盗犯の検挙人数の推移



出典：『令和2年版犯罪白書』100頁の数値に基づき作成

ということは、少年事件は減少しており凶悪化していない。しかし、法改正で厳罰化へと進んでいる。そこで、特定少年という枠を設けなければならない状況が生じているとは思われないのに、それを設け厳罰化する必要があるのか、2021少年法の改正点を確認する。

3 2021少年法の改正点

今回の改正については、18歳、19歳を特定少年とし、17歳未満の少年と扱いを異にするようにしたことが大きなポイントとなる。それを整理すると

- ①特定少年の新設（62条1項）
- ②特定少年の逆送の対象範囲の拡大（62条2項）
- ③特定少年の保護処分に関する特例（64条）
- ④特定少年のぐ犯少年の適用除外（65条1項）
- ⑤特定少年の起訴された場合の推知報道の解除（68条）

といったことがあげられる。

では、この改正がどのような経緯から行われたのかを確認してみる。

法制審は2020年10月に「諮問第103号に対する答申」（以下「答申」とい

う)¹²⁾を行い、それを受け2021少年法（案）が閣議決定され国会に上程された。

この答申は、2017年に法務大臣から発せられた諮問第103号（以下「諮問」という）¹³⁾の「日本国憲法の改正手続に関する法律における投票権及び公職選挙法における選挙権を有する者の年齢を18歳以上とする立法措置、民法の定める成年年齢に関する検討状況等を踏まえ、少年法の規定について検討が求められていることのほか、近時の犯罪情勢、再犯の防止の重要性等に鑑み、少年法における『少年』の年齢を18歳未満とすること並びに非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方並びに関連事項について御意見を賜りたい。」ということを受け、法制審の少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会（以下「部会」という）で約3年半に渡る審議のすえに出されている¹⁴⁾。

部会の審議のなかで少年法の適用年齢の引き下げについては、引き下げに積極的な意見と、引き下げには反対で現行の状況を維持すべきという意見の対立があった¹⁵⁾が、そもそも「今の制度はおおむね有効に機能しているというのが、現場の共通認識だ。にもかかわらず、引き下げありきで改正を論じる。その矛盾が議論の端々にのぞく」¹⁶⁾との指摘にもあるように、はたして少年法の適用年齢の引き下げを諮問する必要があったのかについては疑問がある。この点、部会に日弁連の幹事として出席した山下幸夫弁護士からは、部会で行われたヒヤリングや少年院等の施設の視察などから、18歳、19歳の少年に対する処遇は良好で、その点から現行の少年法のシステムを変更することが必要なのか¹⁷⁾との指摘がされている。

もっとも部会でも少年法に基づく18歳、19歳の処分について、有効に機能していることには異論はなかったようで、引き下げについては結論が出ない中で、18歳、19歳の少年が17歳未満の者と異なる扱いとすることを答申でまとめられている¹⁸⁾。

そもそも選挙権や成人年齢を理由に少年法の適用年齢の引き下げへと向かうことは、民法改正の国会審議に呼ばれた参考人からは、成人年齢引き下げと少

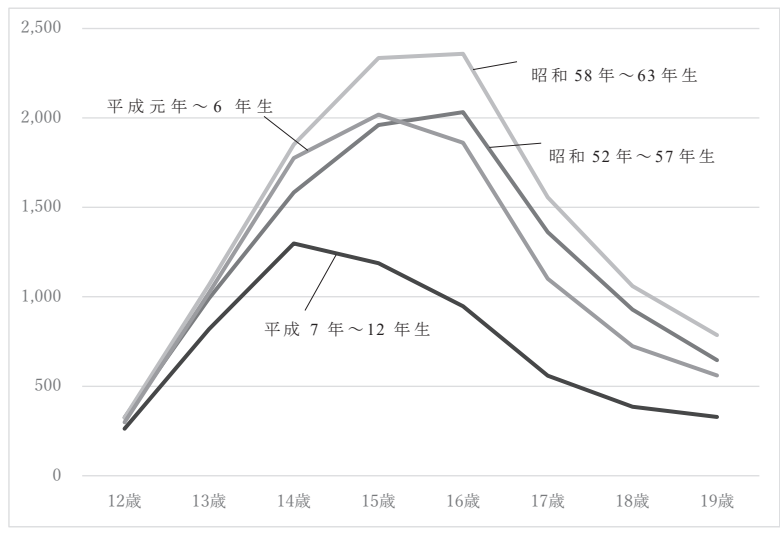
年法は改正動機が異なり、現行少年法が機能しているなかで年齢引き下げを連動させる必要はないと証言している¹⁹⁾という指摘からもわかるように、もっともらしい理由で改正へ導こうとしているといっても間違っていないのではないか。

さらにいえば、部会の構成について、法務省の提案が過半数を占めるメンバー構成で、研究者についても法務省の考えに反対するような者が選ばれることはほとんどない²⁰⁾との指摘からすれば、答申が示した特定少年の新設にも疑問が生じる²¹⁾。

4 特定少年の新設

図3は刑法犯、非行少年率の推移である。少年における犯罪、非行が多いのは15～16歳で（平成7年～12年生まれば14歳がピーク）17歳を過ぎると減少する。特に平成7年～12年生まれば、18歳、19歳の人数がより減少していることを考えると、特定少年を新設する必要はないといえる。それどころか18歳、19歳が非行等を行うということは、手厚い支援が必要な少年の方が多いといえるのではないかと。

図3 少年の刑法犯、非行少年率の推移



出典：『令和2年版 犯罪白書』98頁

しかし、手厚い支援ではなく、2021年少年法では62条1項で「家庭裁判所は、特定少年（18歳以上の少年をいう。以下同じ。）に係る事件については、第20条の規定にかかわらず、調査の結果、その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、決定をもつて、これを管轄地方裁判所に対応する検察庁の検察官に送致しなければならない。」とし、同条2項「前項の規定にかかわらず、家庭裁判所は、特定少年に係る次に掲げる事件については、同項の決定をしなければならない。ただし、調査の結果、犯行の動機、態様及び結果、犯行後の情況、特定少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りでない。

- 一 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であつて、その罪を犯すとき16歳以上の少年に係るもの
- 二 死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件であつて、その罪を犯すとき特定少年に係るもの（前号に該当するものを除く。）」と規定した。

このような規定の意味することは、保護主義に伴う処遇ではなく、犯罪者として刑務所で処遇することを重視したことといえる。この点、元少年院長である八田次郎は「18歳・19歳という年代は、精神と身体がアンバランスですし、受験・就職などの進路を決めるのにも大きな問題もありますから、大変難しい年代です。少年院に来る少年を見ると、（中略）生育上も大きな問題があつて非常にしんどい思いをしているわけです。そういう少年に対し、（中略）刑罰をもって対処するのではなく、保護主義によって社会に包摂しようという考え方で、大変優れていると思います」²²⁾と指摘している。

だが2021年少年法が施行された場合、2019年12月から2020年2月に処分された18歳、19歳の刑法犯を試算すると、逆送対象が現行だと3人のところが52人²³⁾となり、刑務所に入所する少年が大幅に増加することになる。そうなれば18歳、19歳少年が保護主義的な処遇ではなく、刑罰をもって対処されることになり、それは少年の立ち直りに逆行する措置となることにつながりかねない。

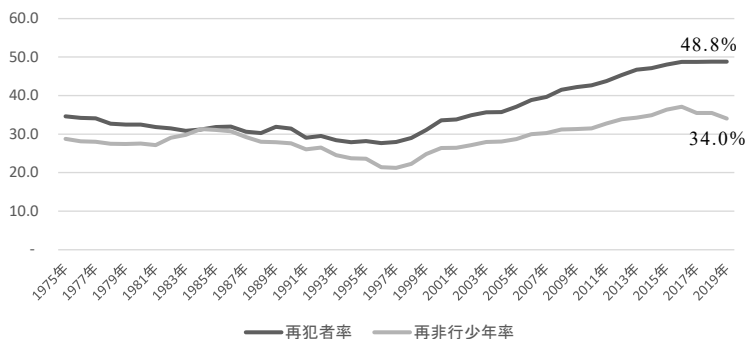
ただ、少年法は甘く、罪を犯しても償わずにすぐに社会に出てくるので大人と同様に処遇すべきであるという意見は決して少数ではないであろう。その点について、2015年9月の読売新聞では、

「娘に残忍なことをしたのに少年法に守られて刑が軽くなる。納得がいかない」17日、名古屋高裁で、強制わいせつ致死罪などに問われた元少年（20）に1審と同じ「懲役5年以上9年以下」が言い渡されたことに、被害者の父親（47）は記者会見で憤った。

元少年は、18歳だった2013年、三重県朝日町で女子中学生（当時15歳）の後をつけて襲い、死亡させた。少年法では有期刑の上限が「10年以上15年以下」の不定期刑（14年の改正前は5年以上10年以下）と定められ、同じような事件でも成人に比べて刑が軽くなる。父親の代理人の弁護士は、「少年法が適用されなければ、懲役15年にはなったはずだ」と話す²⁴⁾。

と報じている。

図4 検挙人員の再非行率と検挙人員の再犯者率の推移



出典：『令和2年版犯罪白書』213頁・233頁の数値に基づき作成

では、少年も成人と同様な処遇にして扱い、少年法の適用を行わなければ二度と同じような行為はしないといえるのか。図4は検挙人員の再非行少年率と

再犯者率の推移である。一時期ほぼ同じ数値になったこともあるが、成人の再犯者率に比べれば再非行少年率の方が数値は低い。しかも、成人の方は数値が上がっているが、少年の方はここ数年減少傾向となっている。

このような数値が示すものは、少年院等の矯正が適切に行われていることを示すものといえるのではないか。そうであれば、特定少年を新設し、保護処分を見直し刑務所に入所する人数を増加するような厳罰化の措置は不要といえるであろう²⁵⁾。

5 少年院と刑務所での処遇

保護処分により少年院に入院となると少年院法等により処遇される。少年院法では「この法律は、少年院の適正な管理運営を図るとともに、在院者の人権を尊重しつつ、その特性に応じた適切な矯正教育その他の在院者の健全な育成に資する処遇を行うことにより、在院者の改善更生及び円滑な社会復帰を図ることを目的とする。」(第1条)となっており、少年の特性に応じた矯正教育が行われることになる。それに対し刑務所は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律²⁶⁾に基づき処遇される。そこには「この法律は、刑事収容施設(刑事施設、留置施設及び海上保安留置施設をいう。)の適正な管理運営を図るとともに、被収容者、被留置者及び海上保安被留置者の人権を尊重しつつ、これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする。」(第1条)となっているが、少年院と刑務所は必ずしも同じ処遇ではないといえる。

そこで刑務所で働く刑務官と少年院における法務教官とで確認すると、法務省のホームページ²⁷⁾では刑務官は「刑事裁判を受けるために拘置所に入った人や、刑事裁判で刑が確定して刑務所に入った人について、24時間365日にわたり、刑事施設内の規律及び秩序の維持に当たるとともに、罪を犯した人に責任を自覚させるだけでなく、健全な社会人として暮らすための知識や生活態度等を身に付けさせるべく、厳しさの中にも温かさをもって生活全般に関わり、その更生を支え、出所後の再犯を防止する仕事をしています」となっている。他

方、法務教官は「非行などをして、家庭裁判所の決定によって少年鑑別所や少年院に入ってきた少年・少女の生活全般について指導や助言を行いながら、非行などの反省、再非行しないための能力を身につけさせるなど、一人ひとりに合った指導を行い、立ち直り・改善更生へと導く仕事をしています。また、教育専門官として刑務所などで、再犯防止のためのプログラムを実施することもあります」としている。両者とも更生を支えるという点では同じともいえるが、刑務官は規律及び秩序の維持に当たりながらとなっているように、業務が受刑者の管理という点に重点が置かれていることは否定されないであろう。その点からは、刑務所においてはいかに問題を起こすことなく生活させ、事故なく（規律違反なく）出所させるかが一番重要ということにもなる。

それに対し法務教官の役割は、一人ひとりにあった指導を行い、立ち直りや改善更生に導くことである。もちろん、少年院においても規律があり守ることは重要であろうが、それ以上に立ち直り支援の方が大きな意味をもっているといえよう。

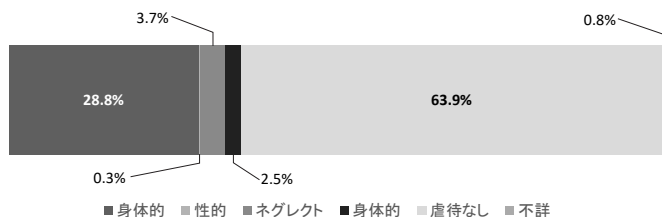
上記の点から整理すると、少年院が個別的な矯正プログラムにより法務教官との1対1の関係が築かれ深く内面に立ち入るような指導が行われるのに対し、刑務所は刑罰を執行する施設であり、指導は抑制的で内面に立ち入るような指導は行われない²⁸⁾ということになる。

そのため、きめ細かな対応が必要な少年であればあるほど、少年院での処遇の方が適しているといえるであろう。

図5は2019年の少年院入院者の被虐待経験の数値である。何らかの虐待を受けたのは35%であるが、女子少年院で見ると約55%であり半数以上となる（図6参照）。この数値は18歳、19歳だけではなく少年全体の数値になるが、いずれにしても決して少数ではない。虐待を受けたことと心身の発達に及ぼす影響や非行、犯罪との関係も指摘されており²⁹⁾、その点から考えるならば、特に虐待をされた経験をもつ少年に対しては、専門的な知識を含め、きめ細かい対応が必要となろう。そうであれば、「少年の特性に応じた」処遇を行う少年院の

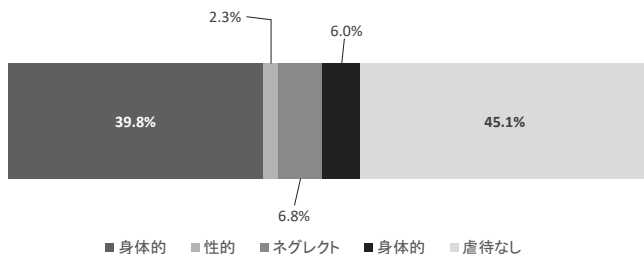
処遇の方がより適しているといえるであろう。

図5 少年院入院者の被虐待経験



出典：『令和2年版犯罪白書』125頁の数値に基づき作成

図6 女子少年院入院者の被虐待経験



出典：『令和2年版犯罪白書』125頁の数値に基づき作成

さらに、少年の発達状況と非行との関係性についても様々な指摘がある³⁰⁾。となれば、なおさら少年の特性に応じた処遇が求められる。

前述したように少年の犯罪は、過去に行った償いの点も考える必要はあるが、それ以上に少年の将来に視点が置かれるのは成人の刑事手続きとは異なっている。そういう点から考えるならば、いままでなら保護処分少年院送致とされた少年が、2021少年法による逆送の手続きのなかで（少年）刑務所への入所となり、それは適切な少年の処遇につながらないことになる。

もちろん、少年受刑者も心身が発達段階にあり可塑性に富んでいると考えられることから、刑務所でもその特性に配慮した処遇が行われている³¹⁾はずだ。その点からは、少年の受刑者ごとに1人以上の職員を指定し（個別担任制）、

その個別担任において、他の職員と緊密な連携を図りつつ、個別面接、日記指導等の個別に行う指導を継続的に実施³²⁾することも示されている。ただ、そのような対応は、現在のように入所者が少数であることも要因としてあるのではないか³³⁾。もし、2021少年法により大幅に少年受刑者が増加した場合には、個別担任制を維持できる体制となるかは疑問として残る³⁴⁾。

このような点からも、いままで保護処分の対象となっていた少年を、改正により刑務所で処遇するのは適切な処遇にはつながらないといえるであろう。

6 推知報道禁止の解除

さらに懸念される点は推知報道禁止の解除だ。少年法では「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。」(61条)と規定している。

その点について、2021少年法では「第61条の規定は、特定少年のとき犯した罪により公訴を提起された場合における同条の記事又は写真については、適用しない。ただし、当該罪に係る事件について刑事訴訟法第461条の請求がされた場合(同法第463条第1項若しくは第2項又は第468条第2項の規定により通常の規定に従い審判をすることとなつた場合を除く。)は、この限りでない。」(68条)とし、特定少年が起訴された場合には、氏名や写真などの掲載ができるよう改正された。

だが、このような少年の氏名や写真などの記事を掲載することは、少年の更生にとって重大な問題といえる。

少年に対する報道の規制は、旧少年法においては「少年審判所ノ審判ニ付セラレタル事項又ハ少年ニ對スル刑事事件ニ付豫審又ハ公判ニ付セラレタル事項ハ之ヲ新聞紙其ノ他ノ出版物ニ掲載スルコトヲ得ス。」(74条)となっており、違反に対しては禁錮や罰金が科せられていた。この点から、旧少年法の時代に

においても、少年に対する記事の掲載は少年の更生にとって問題であると考えられていたといえるであろう。

わが国では旧少年法時代から少年の推知報道が禁止されてきたが、このような対応はわが国だけではない。例えば、国連の少年司法運営に関する国連最低基準規則(北京ルールズ) (United Nations Standard Minimum Rules for the Administration of Juvenile Justice (Beijing Rules)) では「8.1 少年のプライバシーの権利は、不当な公表やラベリングによって生ずる害を避けるために、あらゆる段階で尊重されなければならない。」「8.2 原則として、少年犯罪者の特定に結びつきうるいかなる情報も公表してはならない。」としており、推知報道の禁止は少年にとって不可欠であることは世界的にも当然のことと考えられている。さらに子どもの権利条約でも「締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されたすべての児童が尊厳及び価値についての当該児童の意識を促進させるような方法であって、当該児童が他の者の人権及び基本的自由を尊重することを強化し、かつ、当該児童の年齢を考慮し、更に、当該児童が社会に復帰し及び社会において建設的な役割を担うことがなるべく促進されることを配慮した方法により取り扱われる権利を認める。」(40条1項)としている。子どもの権利条約の対象者年齢は18歳未満ではあるが、推知報道禁止の重要性から考えるならば、少年法が適用される年齢には子どもの権利条約の内容が適用されるのは当然といえるであろう。

このような推知報道について実際に報道する側の対応を確認すると、一般財団法人日本新聞協会は少年法第61条の扱いの方針を示している。そこでは「少年法第61条は、未成熟な少年を保護し、その将来の更生を可能にするためのものであるから、新聞は少年たちの"親"の立場に立って、法の精神を失せぬべきである。罰則がつけられていないのは、新聞の自主的規制に待とうとの趣旨によるものなので、新聞はいっそう社会的責任を痛感しなければならない。すなわち、20歳未満の非行少年の氏名、写真などは、紙面に掲載すべきではない。」³⁵⁾としている。

では、なぜ61条が制定されているのか。推知報道は、犯罪者を特定することで社会的偏見がその後の少年の更生の妨げになり、とりわけ傷つきやすく可塑性に富んでいる将来の少年に対して非公開の原則を定めたもの³⁶⁾といえるからであろう。もちろん、憲法21条では表現の自由を定めており、その点は最大限尊重されなければならないのであるが、そうだとしても推知報道を認めてしまうことは、憲法13条や26条に基づく少年の成長発達権を侵害することにもつながる³⁷⁾。また、成長発達権は子どもの権利条約6条でも認められているものであり、子ども（少年）にとって当然の権利でもある。

そもそも、少年のみならず成人も同様であるが、逮捕されたことはイコールで有罪とはならない。刑事手続きでは有罪が確定するまで推定無罪である。その推定無罪者を実名で報道することは、はたして妥当といえるのだろうか。国民の知る権利は認められる必要があるとしても、実名で報道しなくても知る権利は守られるであろう。特に昨今のインターネット社会においては、一旦報道されるならば、仮に罪を償い刑務所から出所したとしてもインターネット上から消し去ることは容易ではない。というより、消し去ることはできないといっても間違いではないであろう。

もし生涯情報が消し去られずに残ることになり、そのことが更生への道筋に歯止めをかけるならば、社会が少年を排除することにもなりかねない。そうなれば、結局、戻る場所は刑務所しかなくなってしまうことにもなる。

このような点から考えるならば、推知報道禁止の解除は少年の権利を侵害することにつながりかねず、その点からも2021少年法をそのまま放置しておくことはできない。

7 ぐ犯の適用除外と不定期刑の除外

2021少年法では「第3条第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、特定少年については、適用しない。」（65条1項）としている。そのため18歳、19歳の少年は、ぐ犯少年として家庭裁判所の審判に付すことができなくなる。

2020年のぐ犯の多くは14歳から16歳であるが、18歳、19歳の少年も2割ほどいる³⁸⁾。そのことを考えれば、適用が除外されることによる影響は決して少なくないといえよう。そもそも適用の除外は、少年法の掲げる少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うことを放棄したことにもなり妥当とはいえない。この点では、ぐ犯は最後のセーフティネット³⁹⁾であるとの指摘があるが、その通りではないだろうか。

さらに、特定少年に不定期刑を適用しないことも規定された。不定期刑は少年の健全な育成を期する少年法の目的から、少年が刑罰に処せられる場合にも、その刑罰は教育刑を理念とすべきであり、そのため、少年に対して自由刑を科する場合にも原則として不定期刑を科するものとしている⁴⁰⁾。それを適用除外にするということは、この点についても少年法の理念を放棄したものとなる。

8 おわりに

現行の少年法においても状況に応じては逆送となり、成人と同じ手続きのなかで処罰が考えられることはある。例えば、永山則夫⁴¹⁾は19歳の時に4人を射殺するという事件を起こした⁴²⁾。永山は逆送され成人と同様な手続きのなかで死刑判決を受け、すでに死刑が執行されている。その永山は貧困の中で育ち、虐待も受けていた。そのような影響などもあり適切な教育をうけなかったといえる。永山が、のちに刑務所の中から出版した『無知の涙』は、自分が無知だったために罪のない自分と同じ労働者階級の4人を殺してしまっって衝撃を受け⁴³⁾、出版されたものである。もちろん、貧困や虐待、そのために教育を適切に受けなかったことで事件を正当化できるものではない。だが、永山が事件を起こした時代ではなく現在においても、少年院入院者のうちの18歳、19歳の約3割の者が中学卒業、5割が高校中退⁴⁴⁾である。さらに、これは18歳、19歳少年のみでなく少年院における全体の状況であるが、知的障がい又は発達障がいがある少年院在院者は増加しており、その障がいのある在院者で自立が困難で適当な帰住先がないなど、福祉、医療等による支援を必要とする少年も増加⁴⁵⁾している状況

があるという。また、在院者のち虐待などを受けた者は前述したとおりである。

その点から、事件を起こした少年の多くは何らかの支援が必要な者が多いといえるのではないか。そう考えると少年法に基づく保護主義的な考えを放棄するような処遇では、適切な処遇にはつながらないといえるであろう。

実際、2021少年法については「現行少年法の内容を大きく後退させるもの」として反対の声⁴⁶⁾があがっている。このことから、2021少年法については、今一度見直す必要があるといえよう。

もっとも、社会情勢の変化や国民意識の変化などにより5年後に内容を見直す付則も盛り込まれている。そのため、私たちは少年法の理念から、少年にとって必要な処遇はどのようなものなのかを改めて考える必要があるといえよう。

【註】

- 1) 2021年5月27日 日本経済新聞 社説（朝刊）2面。
- 2) 2021年2月20日 日本経済新聞（朝刊）38面など。
- 3) 少年法制定の経緯については、徳岡秀夫『少年司法政策の社会学』（東京大学出版会、1993年）12頁以下等参照。
- 4) 平場安治『少年法（新版）』（有斐閣、1987年）4頁。
- 5) アメリカでは1960年代のゴールド判決（In re Gault,387 U.S.1 (1967)）等を踏まえ、パレンス・バトリエに対する批判的な考え方が出現するようになる。山口直也「世界の少年法」守山正他編『ピギナーズ少年法（第3版）』（成文堂、2017年）288-289頁等参照。
また、ゴールド判決については、[https://supreme.justia.com/cases/federal/us/387/1/\(2022.1.11\)](https://supreme.justia.com/cases/federal/us/387/1/(2022.1.11)) 参照。
- 6) 川出敏裕「少年法の概念と基本理念」法学教室331号154-155頁。
- 7) 前掲註6) 146頁。
- 8) 要保護性とは、少年院送致などの保護処分を課すことのできる要件とされるため、要保護性が認められなければ審判不開始や不処分決定などがされることになる。澤登俊雄『少年法』（中公新書、1999年）82頁。
- 9) 「要保護性」は、その法律概念としては必ずしも定着しているとは言えない。この点については、菊田幸一『概説 少年法』（明石書店、2013年）45頁以下参照。
- 10) 森田明「少年法の歴史的展望—＜児童福祉政策的保護＞と＜刑事政策的保護＞の確執 猪瀬眞一郎他編『少年法のあらたな展開—理念・手続・処遇』（有斐閣、2001年）1頁以下。
- 11) 少年法における対象年齢制定の経緯については、菊田幸一「わが国少年法史に見る年齢問題」法律論叢46巻2-3号49頁以下参照。

- 12) 答申の内容は法務省ホームページ、
<https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500038.html> (2021.12.10) 参照。
- 13) 諮問の内容は法務省ホームページ、
<https://www.moj.go.jp/content/001216443.pdf> (2021.12.10) 参照。
- 14) 部会での議事録については法務省ホームページ、
https://www.moj.go.jp/shingi1/housei02_00296.html (2021.12.10) 参照。
- 15) 審議の概要については廣瀬健二「少年法の改正について」刑事法ジャーナル67号32頁以下参照。
- 16) 2018年9月24日 朝日新聞 社説(朝刊) 10面。
- 17) 山下幸夫「法制審議会の議論のあり方と経緯について」法と民主主義556号7頁。
- 18) 審議の経過については廣瀬健二「少年法の改正について」刑事法ジャーナル67号32頁以下参照。
- 19) 佐々木光明「少年法改正の背景と自己責任論の帰結—『行為責任』論が侵食する少年非行への理解」法と民主主義556号3頁。
- 20) 前掲註17) 7頁。
- 21) この点、特定少年の新設は「少年法の適用年齢を引き下げたかった自民党と18・19歳を少年法の適用内に収めたかった公明党の、政治的な妥協の産物」(2021年4月7日 朝日新聞デジタル、
https://digital.asahi.com/articles/ASP4661Z4P46UTIL026.html?iref=pc_rellink_02) との批判もある。
- 22) 「【巻頭座談会】厳罰化に大きく踏み出した少年法『改正』」伊藤由紀夫ほか編『18・19歳非行少年は、厳罰化で立ち直れるか』(現代人文社、2021年) 21頁。
- 23) 2021年5月22日 東京新聞(朝刊) 1面。
- 24) 2015年9月23日 読売新聞(朝刊) 3面。
- 25) 法務省は「少年院において、適正な処遇を展開するとともに、きめ細かい指導等を実施し、矯正教育の充実を図るため、生活の場である集団寮における指導を複数職員で行う体制の充実を図っており、2019年度(令和元年度)は、15庁で複数指導体制を実施している」(『令和2年版再犯防止推進白書』101頁) ことを示している。その点から少年にとって必要な処遇が行われていると考えられ、そうであれば保護処分を見直すような対応は不要といえよう。
- 26) 刑事収容施設法の状況や課題等については、拙稿「監獄法改正後の状況—一行刑改革提言から10年、改革は進んだのか—」神奈川工科大学研究報告(人文社会科学編) 39号11-21頁参照。
- 27) 法務省ホームページ、
<https://www.moj.go.jp/moj/KYOUSEI/SAIYO/index.html>
(2021.12.10)。
- 28) 新倉修「Q&A 18歳・19歳非行少年の立直り少年法」前掲註21) 114-115頁。
- 29) 「児童虐待に関する研究(第1報告) その1—少年院在院者に対する被害経験のアンケート調査」『法務総合研究所研究部報告11』(法務総合研究所、2001年) 8頁以下など。
- 30) 田淵俊彦 NNNドキュメント取材班『発達障害と少年犯罪』(新潮新書、2018年) など。

- 31) 『令和2年版犯罪白書』142頁。
- 32) 前掲註31) 142頁。
- 33) 少年刑務所への少年の入所人数は、2020年19人、2019年16人、2018年15人(数値は『令和2年矯正統計年報』116頁による)である。
- 34) この点、刑務官の人員を増加することで解決するという考えもあろう。だが、2022年度の予算案で考えると法務省関係では、予算のポイントとして、少年刑務所でのきめ細かな対応のための増額が考えられているとはいえない。そのため、少年刑務所の刑務官が大幅に増員されるかは疑問といえる。
2022年度予算案については財務省ホームページ、
https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/07.pdf(2022.1.20) 参照。
- 35) 一般財団法人日本新聞協会ホームページ、
https://www.pressnet.or.jp/statement/report/581216_89.html
(2021.12.10)。
- 36) 田宮裕、廣瀬健二編『注釈少年法(第4版)』(有斐閣、2017年)360頁。
- 37) 成長発達権については、子どもの人権と少年法に関する特別委員会/子どもの権利に関する委員会編『少年事件報道と子どもの成長発達権』(現代人文社、2002年)8頁以下、渡辺演久「少年の実名報道と成長発達権」NCCD in JAPAN 57号23頁以下等参照。
- 38) 数値は『令和2年司法統計年報(少年事件編)』
<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.courts.go.jp%2Fapp%2Ffiles%2Ftoukei%2F332%2F012332.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK>による(2021.12.10)。
- 39) 前掲註22) 29頁。
- 40) 前掲註4) 444頁。
- 41) 永山則夫は19歳の時に犯罪を行っており、その点からは少年法61条に該当する。しかし、永山は死刑が執行されており、小説『無知の涙』を実名で出版している点などから、本稿でも実名で記載する。
- 42) 永山事件については、佐木隆三『死刑囚 永山則夫』(講談社、1994年)、堀川恵子『死刑の基準「永山裁判」遺したもの』(日本評論社、2009年)など参照。
- 43) 2021年3月27日 朝日新聞 (be) 3面。
- 44) 少年法・刑事法(少年年齢・犯罪者処遇関係)部会第2回会議統計資料2による。
<https://www.moj.go.jp/content/001235000.pdf>(2022.1.20)。
- 45) 少年法・刑事法(少年年齢・犯罪者処遇関係)部会第2回会議における柿崎伸二多摩少年院長の配布資料「少年院における業務の概要」による。
<https://www.moj.go.jp/content/001235000.pdf>(2022.1.20)。
- 46) 日本弁護士連合会ホームページ「18歳及び19歳の者に関する少年法改正に対する会長声明」、
<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2021/210521.html>
他にも、刑法学者、弁護士などが反対の声をあげている。2021年4月7日朝日新聞(朝刊)25面。